

仕 様 書

本仕様書は、札幌市の破碎工場から排出される回収金属の売払い搬出方法を次のとおり行なうものとする。

1 履行場所

駒岡破碎工場（札幌市南区真駒内 602）

2 積込み日時

午前 9 時 00 分から午後 3 時 30 分までとする。原則として日曜日、年末年始、その他発注者の定める日は行わない。ただし、工場の都合又は受注者の届出により、積込み日時を変更することができる。

3 回収金属

回収金属は、下記のを対象とする。

- （1）回収金属（鉄くず及びアルミくず）は、禁忌品等の不適物の除去を講じているが、完全な除去は難しく、破碎工程で生じた残さ物が混入している。
- （2）スプリングマットレスくずは、ベットマット等から重機等により選別したもので、スプリングマットレスから取り除くことが不可能だった天然繊維くず、化学繊維くず、廃プラスチック等のものが残ったもので、受払い後に 2 次的な選別が必要な状態のもの。

4 売払い量の確認

- （1）売払い量は、回収金属搬出時に工場の計量所において計量確認する。
- （2）回収金属の計量、確認をするときは、受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- （3）発注者及び受注者は、計量の結果を記入した計量伝票をそれぞれ 1 枚ずつ所持する。

5 回収金属搬出作業方法

[鉄]

- （1）回収金属（鉄くず）の金属ホッパーからの積込みは発注者が行うものとする。
- （2）回収金属（鉄くず）及びスプリングマットレスくずのステージからの積込みは発注者が行うものとする。

[アルミニウム]

- （3）回収金属（アルミくず）の回収用のフレコンバッグ（1 m³程度）は受注者の負担とし、交換用のバッグ 20 袋程度、破碎工場に預けておくものとする。
- （4）回収金属（アルミくず）用のフレコンバッグの交換は発注者が行うものとする。
- （5）回収金属（アルミくず）の積込みは発注者が行うものとする。
- （6）フレコンバッグ以外の籠等で回収を行う場合の積込み方法は双方協議するものとする。

[共通]

- （7）受注者は、回収金属の搬出にあたり必要な法規上の有資格者及び器具器材を、受注者の負担において常備しなければならない。ただし、明らかに発注者が具備しなければならないものはこの限りではない。

- (8) 受注者は、回収金属の搬出にあたっては、「回収金属」等を飛散させないこととし、積載物をシート等で被覆しなければならない。
- (9) 積み込終了後は、フロアの清掃をして常に清潔に保たなければならない。
- (10) その他、作業上のことは発注者の指示に従わなければならない。

6 回収金属の取扱い

- (1) 受注者は、工場の運転に支障がないように、速やかに回収金属を搬出しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者からの搬出依頼後、駒岡破碎工場の非稼働日を除いて2日以上回収金属の搬出対応ができない場合は、搬出日及び回収金属対象範囲について協議した後、搬出承諾願いを提出して発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、回収金属の搬出及び処理をするにあたっては関係法規を遵守し、環境衛生上支障のないように確実な管理、取扱いを行うとともに、発注者の指示に従わなければならない。
- (4) 受託者は、回収金属の搬出車両への積み込み以降に生じた事故、火災等については、受託者の責任において適切に対応しなければならない。

7 その他、必要な事項については発注者と受注者双方が協議して行うものとする。